1 計画目標に対する指標の達成状況について

目標	指標	策定時の 現況値 (2017 年度)	<u>2022 年度</u> <u>実績</u>	目標値 (2022 年度)	達成 ・ 未達成
【目標1】 公共交通や移動の満 足度の向上に対する	【指標1-1】 バスなどの公共交通の充実 の市民満足度	22. 8%	<u>23. 7%</u>	30.0%以上	未達成
指標	【指標1-2】 三島駅周辺(北口・南口) の整備の市民満足度	38. 5%	<u>30. 0%</u>	45.0%以上	未達成
【目標2】 公共交通利用者数の 維持・増加に対する 指標	【指標2】 本市の公共交通利用者数	19, 947 千人/年以上 (2016 年度)	<u>16, 201</u> 千人/年	19, 947 千人/年以 上	未達成
取組に対する指標	【指標3】 鉄道・バスの乗り方教室等 の利用促進活動の取り組み 案件数	5 案件/年	4 案件/年	5 案件/年 以上	未達成
形成に向けた取り組	【指標4】 三島駅及び三島駅周辺での 拠点形成に関する事業の取 組案件数	_	<u>8 案件</u>	※評価年度時点 4 案件 以上	達成

[※]目標4の実績は積上げの数字。

[参考]市民意識調査(2022 年 5 月実施)の「過去 1 年間に公共交通をどの程度利用しましたか。」という設問に対して、・利用していない 27.2%・年に数回 36.0%、・月 1 日以下 9.5%と回答があり、72.7%が公共交通をほぼ利用していないという結果がある。

[※]各目標及び指標の詳細は、次ページ以降のとおり。

【目標1】公共交通や移動の満足度の向上に対する指標

【指標1-1】バスなどの公共交通の充実の市民満足度

(指標の設定)

	策定時の現況値(基準値)	目標値
バスなどの公共交通の	22. 8%	30.0%以上
充実の市民満足度**	(2017年度)	(2022 年度)

※市が毎年度実施している市民意識調査の中の項目「バスなどの公共交通の充実」の満足度(満足、やや満足の回答割合)を指標する。

(指標の設定の考え方)

公共交通の分かりやすさや利便性向上の取り組みにより、「バスなどの公共交通 の充実の市民満足度」が現状よりも高くなることを目指します。

下図は過去9年間の満足度の推移であり、満足度は概ね20%前後と横ばいで推移しています。目標値としては、今後5年間の取り組みの効果が現れた数値と考えられる満足度30.0%以上としました。



(評価方法) (年度

本指標は、市が実施する市民意識調査の調査項目に設定されており、目標年度に 至る毎年度の数値を確認し評価します。

(その他)

参考として、2018 年度に市民意識調査に追加された「公共交通(電車、バス、タクシー)を利用しての外出や移動のしやすさをお聞きします。」という項目についても目標年度に至る毎年度の数値を確認していきます。

(指標の実績)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
バスなどの公共交通 の充実の市民満足度	22. 8%	21.8%	21. 4%	24. 8%	24. 3%	23. 7%	30.0% 以上

【参考】

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
公共交通を利用して の外出や移動がしや すいと回答した人の 割合		23. 6%	26. 9%	26. 2%	28. 3%	26. 3%	ı

【指標1-2】三島駅周辺(北口・南口)の整備の市民満足度

(指標の設定)

	策定時の現況値 (基準値)	目標値
三島駅周辺(北口・南口)	38.5%	45.0%以上
の整備の市民満足度**	(2017年度)	(2022年度)

[※]市が毎年度実施している市民意識調査の中の項目「三島駅周辺(北口・南口)の整備」の満足度(満足、や や満足の回答割合)を指標とする。

(指標の設定の考え方)

多様な交通網の結節点である三島駅周辺の機能強化や利便性向上の取り組みにより、「三島駅周辺(北口・南口)の整備の市民満足度」が現状よりも高くなることを目指します。

下図は過去9年間の満足度の推移であり、満足度は概ね35~40%前後と横ばいで推移しています。目標値としては、今後5年間の取り組みの効果が現れた数値と考えられる満足度45.0%以上としました。



図 52 「三島駅周辺(北口・南口)の整備」の満足度の経年変化と目標年の位置づけ

(評価方法)

本指標は、市が実施する市民意識調査の調査項目に設定されており、目標年度に 至る毎年度の数値を確認し評価します。

(指標の実績)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度	l
三島駅周辺(北口・ 南口)の整備の市民 満足度	38. 5%	31. 7%	25. 8%	32. 1%	31. 4%	30.0%	45.0% 以上	

三島市地域公共交通網形成計画 (P5O) より抜粋・加筆

【目標2】公共交通利用者数の維持・増加に対する指標

【指標2】本市の公共交通利用者数

(指標の設定)

	策定時の現況値(基準値)	目標値
	19,947 千人/年	19,947千人/年以上
本市の公共交通利用者数※	(2016 年度)	(現況値以上)
	(2010 平度)	(2022 年度)

[※]鉄道及び路線バス(市自主運行バス・市内循環バス含む)の年間利用者数の数値を指標とする。

(指標の設定の考え方)

公共交通の分かりやすさや利便性向上、更には利用促進の取り組みにより、「本 市の公共交通利用者数」の維持・増加を目指します。

本市の人口は減少傾向にあり、この傾向は続くものと予測されています(「第2章2-1(2)人口、高齢化率」を参照)。公共交通利用のベースとなる人口が減少すると、公共交通利用者数も減少していくことが懸念されます。将来人口が減少する中で、公共交通利用者数が現状維持されれば実質は増加していると考えることもできます。これより、目標値としては、公共交通利用者数の現況値以上としました。

表 2 三島市内の公共交通の利用者数(鉄道、路線バス(市自主運行バス・市内循環バス含む))

単位:人)

		2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
鉄道	JR東海(三島駅)	11,096,219	11,116,846	11,263,367	11,355,938	11,207,496	6,932,574	7,610,807	9,100,896
	小計①	11,096,219	11,116,846	11,263,367	11,355,938	11,207,496	6,932,574	7,610,807	9,100,896
鉄道	伊豆箱根鉄道(市内5駅)	5,835,582	5,777,970	5,799,974	5,826,480	5,752,411	4,097,855	4,356,275	4,828,950
路線バス	東海バス	1,093,561	1,185,885	1,301,170	1,240,216	1,295,705	684,036	904,085	981,070
	伊豆箱根バス	963,577	860,097	872,278	922,140	866,640	629,508	670,344	524,569
	富士急シティバス・富士急モビリティ	863,538	851,994	866,031	856,617	831,759	653,714	621,931	658,194
市自主運行バス	玉沢線	39,133	33,147	33,641	37,077	34,815	32,720	21,375	18,457
	きたうえ号	30,596	30,417	31,528	30,549	31,191	22,333	23,966	26,889
	ふれあい号	17,147	17,217	15,553	16,417	14,503	10,911	11,547	11,473
市内循環バス	せせらぎ号	62,882	62,489	59,830	63,559	62,866	52,037	53,615	40,450
	なかざと号	13,006	11,297	13,591	13,885	13,310	9,238	12,303	10,446
	小計②	8,919,022	8,830,513	8,993,596	9,006,940	8,903,200	6,192,352	6,675,441	7,100,498
1	合計(小計①+②)	20,015,241	19,947,359	20,256,963	20,362,878	20,110,696	13,124,926	14,286,248	16,201,394

※鉄道は乗車人員 路線バス、市自主運行バス、市内循環バスは利用者数

(評価方法)

本指標は、各交通事業者から、鉄道及び路線バス(市自主運行バス・市内循環バス含む)の利用者数を提供していただくことで、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

(その他)

参考として、2018 年度に市民意識調査に追加された「過去1年間に公共交通(電車、バス、タクシー)をどの程度利用しましたか。」という項目についても目標年度に至る毎年度の数値を確認していきます。

(指標の実績)

,,,,								
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
本市の公共交 通利用者数	19, 947 千人/年	20, 257 千人/年	20,363 千人/年	21, 111 千人/年	13, 125 千人/年	14, 325 千人/年	16, 201 千人/年	19, 947 千人/年 以上
【参考】 JR 東海を除い た公共交通利 用者数	8,831 千人/年	8, 994 千人/年	9,007 千人/年	8, 901 千人/年	6, 193 千人/年	6, 715 千人/年	7, 100 千人/年	_

【目標3】利用促進等の協働の取り組みに対する指標

【指標3】鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数

(指標の設定)

	策定時の現況値 (基準値)	目標値
鉄道・バスの乗り方教室等の 利用促進活動の取り組み案件数	5 案件/年 (2017 年度)	5 案件/年以上 (現況値以上) (2022 年度)

(指標の設定の考え方)

現在行われている鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動を関係者の協働により継続的に実施していくことを目指します。

下表は過去の実施内容であり、2017年度は5案件の利用促進活動を実施しています。目標値としては、取り組み案件数を現況値以上としました。

内容 年度	鉄道教室 (保育園児·幼稚園 児対象)	バス教室 (幼稚園児・ 小学生対象)	バス高齢者 (高齢者対象)	バリアフリー教室 (小学生対象)	三島市 エコエコデー (市内事業所 対象)	合計
2009年	-	-	-	小学校1校1回	10	2案件 (2回)
2010年	-	-	-	小学校1校1回	10	2案件 (2回)
2011年	-	-	-	小学校1校1回	1回	2案件 (2回)
2012年	-	-	-	小学校1校1回	10	2案件 (2回)
2013年	-	幼稚園1園1回 小学校4校7回	-	小学校1校1回	10	3案件 (10回)
2014年	-	小学校5校8回	10	小学校1校1回	10	4案件 (11回)
2015年	1回	小学校7校11回	-	小学校1校1回	10	4案件 (14回)
2016年	10	小学校9校13回	-	小学校1校1回	10	4案件 (16回)
2017年	2回	小学校8校11回	5回	小学校1校1回	10	5案件 (20回)
2018年	2回	小学校10校14回	2回	小学校1校1回	2回	5案件 (21回)
2019年	10	小学校9校10回	-	小学校1校1回	20	4案件 (14回)

表 3 三島市における公共交通の利用促進活動

(評価方法)

2020年

2021年

2022年

本指標は、関係者から、利用促進活動の取り組み案件数を提供していただくことで、目標年度に至る毎年度の数値を確認し評価します。

小学校7校9回

小学校6校6回

小学校12校16回

1回

0回

2回



1回

2回

(12回)

(9回)

小学校1校1回

小学校1校1回

小学校1校1回

(指標の実績)

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
鉄道・バスの乗り方 教室等の利用促進活 動の取り組み案件数	5 案件/年	5 案件/年	4 案件/年	4 案件/年	3 案件/年	4 案件/年	5 案件/年 以上

【目標4】拠点、交通結節点の形成に向けた取り組みの実施に対する指標

【指標4】三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数

(指標の設定)

	策定時の現況値(基準値)	目標値
三島駅及び三島駅周辺で		4 案件以上
の拠点形成に関する事業の	_	(2022 年度)
取り組み案件数*		

※三島市地域公共交通網形成計画に基づく事業の実施状況を協議会において確認し、実施した件数を指標とす

目標および指標の設定 目標を達成するための事業 【目標1】 A-1 利用促進に向けた 公共交通や移動の満足度の向上 活動実施や情報提供の充実 【指標 1-1】パスなどの公共交通の充実 の市民満足度 2022 年度 30.0%以上 2017 年度 A-2 公共交通に従事する人材確保 取り組み案件数 【指標 1-2】三島駅周辺(北口・南口)の 整備の市民満足度 2017年度 2022 年度 B-1 駅周辺における分かりやすい 38.5% 45.0% LL F 2件 方面案内の検討、実施 【目標2】 公共交通利用者数の維持・増加 B-2 伊豆の玄関口、結節点としての 【指標 2】本市の公共交通利用者数 右図の通り、目標4に関わる 2件 機能強化(みしま・もてなし事業) 事業が B-1~B-4 の 4 つ設定さ 2022 年度 れていることを踏まえ、目標値 2016 年度 19,947 千人/年 19,947千人/年 以上 B-3 待合環境の改善 としては、4案件以上とします。 (現況値以上) 1件 【目標3】 利用促進等の協働の取り組み B-4 結節点における路線接続強化 3件 【指標3】鉄道・バス乗り方教室等の利用 促進活動の取り組み案件数 2022 年度 2017 年度 5案件/年以上 ※内訳は次ページのとおり 5案件/年 C-1 目的施設へのアクセス性向上 (現況値以上) 【目標4】 拠点、交通結節点の形成に向けた C-2 幹となる交通軸の維持・確保 取り組み 【指標4】三島駅及び三島駅周辺での拠点 形成に関する事業の取り組み案件数 C-3 市内路線バスの維持・改善 2017 年度 2022 年度 4案件以上 上記の番号は事業番号を示す

(指標の実績)

(指標の設定の考え方)

を目指します。

多様な交通網の結節点であ

る三島駅及び周辺での拠点形

成に関する事業の着実な実施

	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2022 年度
三島駅及び三島駅周辺 での拠点形成に関する 事業の取り組み案件数		_	4 案件	6 案件	8 案件	8 案件	4 案件 以上

※実績は積上げ

三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件 令和4年度末時点における達成状況

2 実施状況について

2						
事業名	実施状況	実施した内容				
B-1駅周辺における分かりやすい方面案内の検討、実施						
◎案内サインの統一と分かりやすさ向上	実施	①バス路線の方面別カラー化 ②三島駅前案内サインのUD化				
◎駅前の方面別案内の整備	実施	・バス路線の方面別カラー化と合わせ た案内板、デジタルサイネージの設置				
B-2伊豆の玄関口、結節点としての機能強化(みしま・もてなし事業)						
◎案内サインの統一と分かりやすさ向上	実施	・三島駅前サインのピクトグラム、英 語表記の統一				
◎人的サービスを含めた案内・もてなし窓口の整備	未実施	・三島駅南口東街区再開発事業や駅前 広場改修計画と併せて今後検討				
◎タクシーを利用しやすい環境の整備	実施	①配車アプリの導入 ②電子決済・交通系 I Cの導入				
◎三島駅の南北移動の一体化(三島駅の結節点としての一体化)	未実施	・三島駅南口東街区再開発事業や駅前 広場改修計画と併せて今後検討				
B-3 待合環境の改善						
◎道路環境等に対応した待合環境の改善	実施	①バス停のベンチ等の設置 ②イトーヨーカドーや伊豆・村の駅等 と連携 ③バス停オーナー制度				
B-4結節点における路線接続強化						
◎結節点の路線接続状況、交通手段の選択肢情報の 案内強化	実施	①バス発車時刻及び方面を案内する デジタルサイネージの設置 ②タクシー乗り場の案内サイン				
◎ダイヤ接続の確保	実施	・伊豆箱根鉄道と伊豆箱根バスで一部 実施				
◎三島駅における安全・円滑なバス・タクシー発着環境の確保	実施	・南口駅前広場改善計画検討				

(1) 目標1:公共交通や移動の満足度の向上に対する指標

ア 指標1-1:バスなどの公共交通の充実の市民満足度

目標値(2022年度)30.0%以上に対して、2022年度は23.7%であった。策定時(2017年度)の22.8%より上昇したが、目標値には到達しなかった。

イ 指標1-2:三島駅周辺(北口・南口)の整備の市民満足度

目標値(2022年度)45.0%以上に対して、2022年度は30.0%であった。記述意見では、駅南口のムクドリのフン害対策や雨天時に濡れないように駅前広場に屋根が欲しいという声が多かった。上記については、今後、次期計画で取り組む事業として三島駅南口駅前広場の再整備などを予定しており、事業実施していくことで満足度を上げていくことができると考えている。

(2) 目標2:公共交通利用者数の維持・増加に対する指標

指標2:本市の公共交通利用者数

目標値(2022年度)が19,947千人以上/年に対して、新型コロナウイルスの影響により、2020年度は13,125千人と落ち込んだ。その後、2021年度は14,325千人、2022年度は16,201千人と回復傾向にあるが、目標の19,947千人以上には到達しなかった。

(3) 目標3:利用促進等の協働の取り組みに対する指標

指標3:鉄道・バスの乗り方教室等の利用促進活動の取り組み案件数

目標値(2022年度)が年に5案件以上に対して、2022年度は4案件であった。新型コロナウイルスの影響により、高齢者向けのバス教室が開催できなかったことによる。

(4) 目標4:拠点、交通結節点の形成に向けた取り組みの実施に対する指標

指標4:三島駅及び三島駅周辺での拠点形成に関する事業の取り組み案件数

目標値(2022年度)が4案件以上に対して、2022年度時点は8案件であった。三島駅北口及び南口の案内サインなどの整備に加え、タクシーの配車アプリの導入、電子決済や交通系ICの導入など進み、さらに、三島駅南口駅前広場改修計画検討、バス停オーナー制度が実施された。

「三島市地域公共交通計画 (案)」パブリック・コメント実施結果について

令和4年度第4回三島市地域公共交通網形成協議会(3/17 実施)でいただいたご意見を反映し、「三島市地域公共交通計画(案)」として、下記のとおりパブリック・コメントを実施したところ 1件ご意見がありました。ご意見いただいた内容につきましては、今後の事業実施に活かすなど検討してまいります。

1 実施期間

令和5年4月17日(月)から令和5年5月16日(火)まで

2 パブリック・コメント資料配架場所

市民生涯学習センター、市内4公民館、政策企画課、都市計画課、情報公開コーナー、市ホームページ

3 意見数

1件(市内に住所を有する者)※別紙のとおり

「三島市地域公共交通計画(案)」の修正箇所について

令和4年度第4回協議会(R5.3.17)でのご意見を受け、下記のとおり一部事業内容の表現を修正した後、パブリック・コメントに諮りました。

[第4回協議時の意見]

(委員) 行政が費用負担する地域交通の見直し基準の設定検討の中で、「行政の費用負担について 一定の負担割合を設定し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指す」とあるが、自 主運行バスのように行政が行うサービスについて、費用が足りなくなったら誰が支払うの か。行政が決めるのか。仮にバス事業者となった場合、例えば料金を上げて対応するなど してよいのか。

(事務局) 当該部の文言及び表現について再検討する。また、事業内容については関係者と話し合って今後検討していくこととしたい。



修正後の計画案

第4章 計画の方針、目標、事業内容

事業3-3 行政が費用負担する地域交通の見直し基準の設定検討

【事業設定の背景】

- ・三島市が運行する自主運行バスについては、現在、費用負担等に関する基準が設定 されていませんが、他市では、運行継続の基準を設定するなど、維持に向けた姿勢 を明確としている場合もあります。
- ・今後の自主運行バスの運行維持、将来的に新たに導入する地域交通の持続可能性の 確保に向け、三島市においても、行政が費用負担する地域交通について、他市の運 行継続基準等を研究し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指します。

【事業内容、スケジュール、実施主体】

①行政による費用負担の割合の検討

<事業内容>

・現在の自主運行バスの収支状況、他市の設定例等を参考に、行政が費用負担を行う 地域交通に関する費用負担のあり方を検討する

<実施スケジュール>

・2023 年度~2024 年度で費用負担の比率を設定し、事業 3-4 で検討する地域交通 の手引きに反映

実施	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)
マケジュール						
スケシュール		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •				

<実施主体>

三島市、バス事業者

[修正前]

一定の負担割合を設定し、 [修正後]

他市の運行継続基準等を研究し、

[修正前] 比率を決定する [修正後] あり方を検討する

3.17時点(修正前)の計画案

【事業設定の背 - 三島市が運行	'景]
三島市が運行	
- and 11110 WELLT	する自主運行バスについては、現在、費用負担等に関する基準が設
されていませ	んが、他市では、運行継続の基準を設定するなど、維持に向けた姿態
を明確として	いる場合もあります。
今後の自主連	行バスの運行維持、将来的に新たに導入する地域交通の持続可能性
確保に向け、	三島市においても、行政が費用負担する地域交通について、一定の
担割合を設定	し、行政と地域が連携した地域交通の維持を目指します。
【事業内容、ス	ケジュール、実施主体]
	用負担の割合の検討

・現在の日工連117	い人の収文体が、	區山小原在原河	てから!	11政が其用貝担を
地域交通に関す	る費用負担の比率	を決定する		

・令和5~6年度で費用負担の比率を設定し、	事業 3-4	で検討す	る地域交通の手引
1- F-14			

実施	(2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	(2026)	(2027)	R10 (2028)
スケジュール						

実施主体>			an an
E島市			

一 実施

[三島市地域公共交通計画 (案)] ペブリック・コメント実施結果について

実施期間 : 令和5年4月17日(月)~令和5年5月16日(火)

意見受付数:1件(下記のとおり) 意見提出者:市内に住所を有する者

※パブリック・コメント実施要綱に基づき、寄せられた意見原文のまま掲載しております。

協議会名称変更について

1 概要

「三島市地域公共交通計画」の策定に伴い、協議会名称について変更するもの。

2 変更内容

- (1) 協議会名称を「三島市地域公共交通網形成協議会」から「三島市地域公共交通協議会」へ変更する。
- (2) 協議会名称変更に伴い規約の一部を改正する。(別紙)
- 3 変更の適用時期

本議案を議決した日

新旧対照表
上居
×
开
1} (
1KK
浴
描述
K
4
H
改
4
郶
0
涎
規約
会規案
3議会規約
?協議会規約
%成協議会規約
图形成協議会規 終
育網形成協議会規 終
>运通網形成協議会規約
土交诵網形成協議会規 終
公共交诵網形成協議会規約
或公共交诵網形成協議会規約
地域公共交诵網形成協議会規終
市地域公共交诵網形成協議会規終
島市地域公共交诵網形成協議会規終
三島市地域公共交通網形成協議会規約の一部を改正する規約案

改正前	(目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下 「活性化再生法」という。)の規定に基づき、三島市地域公共交通網形成計画 (以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路 運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住 民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域 の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、三島市地 域公共交通網形成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	所 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 所 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。
故正後	(目的) 第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下 「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計 画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道 路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた 住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地 域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、三島市 地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。	所 則 この規約は、平成29年4月7日から施行する。 所 則 この規約は、平成31年4月19日から施行する。 <u>所 則</u> この規約は、合和5年 月 日から施行する。

三島市地域公共交通協議会規約(改正案)

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、三島市地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、三島市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

- 第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。 (所掌事務)
- 第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
 - (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。 (組織)
- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。
 - (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
 - (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
 - (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
 - (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
 - (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 静岡県公共交通担当部局
 - (7) 静岡県公安委員会が指名する者
 - (8) 道路管理者(活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。)又は その指名する者
 - (9) 商工観光に携わる者
 - (10) 住民又は利用者の代表
 - (11) 学識経験者
 - (12) 副市長
 - (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

- (14) その他市長が必要と認める者 (任期)
- **第5条** 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。 (会長及び副会長)
- 第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円 滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席 させることができる。
- 7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
- 8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (作業部会)
- **第8条** 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、 作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。 (経費の負担)

に定める。

- **第9条** 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。
- (財務) 第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別

(監査)

- 第11条 協議会に監事2名を置く。
- 2 監事は、委員のうち、第4条第12号及び第13号に規定する者以外のものから会 長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き 続き監事としてその職務を行う。
- 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、市の第3条第1号に掲げる事務を所管する課並びに同条第2号に掲げ 事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充 てる。
- 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (補則)
- **第13条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月7日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月19日から施行する。

附則

この規約は、令和5年6月 日から施行する。

三島市地域公共交通網形成協議会規約(改正前)

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)の規定に基づき、三島市地域公共交通網形成計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、三島市地域公共交通網形成協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

- 第2条 協議会は、事務所を静岡県三島市北田町4番47号三島市役所内に置く。 (所掌事務)
- 第3条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 活性化再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に係る協議に関すること。
 - イ 計画の実施に係る協議に関すること。
 - (2) 道路運送法に関すること。
 - ア 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関すること。
 - イ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めること。 (組織)
- 第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼し、又は任命する。
 - (1) 一般社団法人静岡県バス協会の代表又はその指名する者
 - (2) 商業組合静岡県タクシー協会の代表又はその指名する者
 - (3) 関係する旅客自動車運送事業者の代表又はその指名する者
 - (4) 旅客自動車運送事業者の労働者団体の代表又はその指名する者
 - (5) 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
 - (6) 静岡県公共交通担当部局
 - (7) 静岡県公安委員会が指名する者
 - (8) 道路管理者(活性化再生法第2条第3号に規定する道路管理者をいう。)又は その指名する者
 - (9) 商工観光に携わる者
 - (10) 住民又は利用者の代表
 - (11) 学識経験者
 - (12) 副市長
 - (13) 市の第3条第1号に掲げる事務を所管する部長、同条第2号に掲げる事務を所管する部長、政策企画担当部長及び市道維持管理担当部長

- (14) その他市長が必要と認める者 (任期)
- **第5条** 委員の任期は、選任された年度の翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。 (会長及び副会長)
- 第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長は、委員(第4条第13号に掲げる者を除く。)の互選によってこれを定める。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。 (会議)
- 第7条 協議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円 滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開とする。
- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。
- 6 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席 させることができる。
- 7 会長は、緊急その他やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、書面での決議をもって会議に代えることができる。
- 8 第4項の規定は、前項の場合において準用する。この場合において、第4項中「出席した委員」とあるのは「すべての委員」と読み替えるものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (作業部会)
- **第8条** 第3条各号に掲げる事務について、専門的な調査研究及び検討を行うため、 作業部会を置くことができる。
- 2 作業部会は、作業部会長及び作業部会員をもって組織する。
- 3 作業部会長及び作業部会員は、会長が指名する。 (経費の負担)
- **第9条** 協議会の運営に要する経費は、市からの負担金、国からの補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

- 第11条 協議会に監事2名を置く。
- 2 監事は、委員のうち、第4条第12号及び第13号に規定する者以外のものから会 長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。
- 4 監事は、委員としての任期が満了した場合は、後任の監事が就任するまで、引き 続き監事としてその職務を行う。
- 5 監査に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (事務局)
- 第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、市の第3条第1号に掲げる事務を所管する課並びに同条第2号に掲げる事務を所管する課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充 てる。
- 4 事務局及びその処務に関し必要な事項は、会長が別に定める。 (補則)
- **第13条** この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が 別に定める。

附則

この規約は、平成29年4月7日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月19日から施行する。